

令和7年第2回(6月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

6月6日(一般質問)

令和7年 第2回 定例会 会議録

日時 令和7年6月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財産活用課長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	まちづくり課長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	山 口 恵 美	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	進 藤 功 次	健 康 課 長	田 中 久 善
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産業観光課長	松 熊 大
都市整備課長	堀 雅 仁	上下水道課長	花 田 篤
学校教育課長	吉 村 秀 昭	こども育成課長	藤 幸 三
社会教育課長	横 内 綾 子		

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 事	黒 瀬 友 宏

開会 午前 10 時 00 分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には感謝申し上げます。傍聴に対しまして、一般質問通告書一覧 1 ページの注意事項に目を通していただき、御協力頂きますようお願い申し上げます。それでは、失礼しました。

本日は議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは、日程第 1、一般質問を行います。

質問者は 6 名でございます。質問時間は申合せにより答弁を除き 1 人 30 分以内といたします。この際議員の皆様は議事進行に際しましてのお願いを申し上げます。

質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるように求めます。発言内容を精査して、小職において処置いたします。

御協力よろしく願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位 1 番、崎山佐穂議員。

○議員（崎山 佐穂） おはようございます。

議席番号 1 番、崎山佐穂でございます。

ただいまより、通告どおり「学校における防犯対策の現状と今後のあり方について」質問をさせていただきます。

学校現場における防犯意識は年々高まっており、町立学校ではコミュニティスクールとして、多くの地域ボランティアの方々が見守りをしてくださっています。小中学生が自分たちだけで徒歩や自転車で通学するスタイルは世界的に見ても非常に珍しく、日本がいかに治安がいい国であることを示していると思います。また、篠栗町においては、地域と学校の深いつながりと連携体制は誇るべき文化だと感じております。

ただその一方で、近年では、他の自治体において小学校への不審者の乱入事件、また、登校中の子供たちに車両が突っ込むといった痛ましい事件・事故が起きています。児童のみならず、教員も被害を受けるという事例が後を絶たない状況です。本町においても、こうした事件が起きてからでは遅く、未然に防ぐための対策を講じていく必要があると考えます。実際、ニュースなどを見聞きする中で、それぞれ異なる町立学校に通う子供や保護者と話すと、不審者侵入を想定した避難訓練などの対応が、学校ごとに異なっているように感じました。

子供たちが安心して学び、大人たちが安心して教育に専念できる学校環境の整備は、町の未来に対する責任であり、まさに今問われている課題だと受け止めております。

「何も起きていないから大丈夫」ではなく、「何か起きてからでは遅い」という視点で、明確な方針を持ち、防犯対策に取り組んで頂きたいと考えます。

そこで、以下３点について町の見解をお尋ねいたします。

１点目、「町立学校における防犯対策の現状と課題」についてです。本町には、三つの小学校と分校、二つの中学校、そして幼稚園がございます。登下校時の見守り活動や教職員、地域との連携を通じた防犯体制は一定程度整っていると認識しております。ただ、校内の不審者侵入や突発的な危険事案に対してどのような備えがなされているのか。具体的には、不審者侵入を想定したマニュアルの整備状況、避難訓練の実施状況、防犯設備の整備状況や、警備体制など、現時点で町がどのような取組をなされているのか、まずはお聞かせ頂きたいと思います。

２点目は、「防犯カメラの設置についての考え方と今後の整備方針」についてです。防犯カメラは、犯罪の抑止に一定の効果があるだけでなく、万が一の際の証拠記録としても非常に重要な役目を果たすと考えます。現在、町立学校における防犯カメラの設置状況はどのようになっているのか、また、今後さらなる整備を進めていくお考えがあるのか、町としての方針をお示してください。

３点目、「警察や地域との連携体制の現状と今後の強化の必要性」についてです。事件が発生した際の初動対応や、平時の情報共有において、警察や地域との連携は防犯体制の中核をなすものと考えます。現在の連携体制において、何か課題があると捉えられているのか、また今後さらに強化していくべき点があれば、それについて町のお考えをお聞かせください。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） おはようございます。

ただいま、崎山議員のほうから、学校における防犯対策の現状と今後のあり方について御質問頂きました。

最初の「町立学校における防犯対策の現状と課題」についての御質問にお答えいたします。近年、全国的に学校を対象とした事件が発生していることを踏まえ、子供たちの安全確保は最優先課題の一つであると認識しております。本町の町立小中学校においては、万が一の不審者侵入に備え、さすまたなどの備品を整備し、防犯訓練（避難訓練）を年１回以上実施するよう指示しております。訓練では、不審者対応の初動、児童

生徒の避難誘導、通報・連携の手順確認などを重点的に行い、教職員の対応力の向上に努めております。また、日常的な安全確保として、登下校時の見守り活動や、校門・通用口の施錠管理、来校者の受付対応の徹底など、学校ごとに具体的なマニュアルを定め、防犯意識の向上を図っております。

一方で、課題としては、学校施設の構造的な制約から不審者の侵入を完全に防ぐことは難しい点や、教職員の対応訓練の継続的实施、地域との協力体制の強化が必要であると感じております。今後は、警察や各学校と連携し、訓練の実効性の向上や、地域住民や保護者との協力体制の構築を進めるとともに、必要に応じて、施設の安全対策、防犯カメラやオートロックなどの検討も視野に入れ、子供たちが安心して学べる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

二つ目の「防犯カメラの設置への考え方と今後の整備方針」についての御質問にお答えいたします。現在、町立小中学校には、各校1台から6台程度の防犯カメラを設置しており、主に校門付近や昇降口・通用口など外部との接点が多い場所を中心に配置しております。これらは、不審者の侵入防止、及び万が一の事案発生時の記録保全を目的として活用しており、防犯抑止効果を一定程度果たしているものと考えております。

一方で、設置台数やカメラの設置範囲には限界があり、敷地全体の監視には十分でないケースもあることから、学校の規模や構造に応じた増設の必要性も課題として認識しております。また、個人情報保護との両立や機器の老朽化への対応、維持管理に関わる経費負担といった面も留意すべき点であります。今後は、こうした課題を踏まえながら、教育委員会として、各学校の実情を把握しつつ、必要に応じて、防犯カメラの増設や更新を段階的に進めていく方針であります。また、防犯カメラだけに頼るのではなく、教職員の見守り体制や地域との連携、訓練の実施など、ソフト面との組合せた多層的な防犯対策の充実を引き続き図ってまいります。

3番目に、「警察や地域との連携体制の現状と強化の必要性」についての御質問にお答えします。現在、警察や地域との連携体制の現状とその強化の必要性についてでございますが、児童生徒の安全確保のためには、学校単独での対応には限界があり、関係機関や地域と連携した体制づくりが不可欠であると考えております。本町におきましては、現在、学校と警察との間で不審者情報や交通安全情報の共有を行う体制が整っており、必要に応じて防犯訓練への協力を得ているほか、通学路点検や巡回指導など、一定の連携体制は構築されております。また、地域の見守りボランティアやPTAによる登下校時の見守り活動も行われており、学校・家庭・地域が協力して、子供たちを守る環境づくりが進められております。

しかしながら、近年は、突発的な事件や予測困難なリスクが増加しており、連携の仕組みだけでなく、連携の実効性を高めていく必要性を強く感じております。例えば、不審者侵入時など、緊急時の情報共有体制や初動対応について、警察・消防・地域住民との連携訓練の実施や、平時からの関係づくりをさらに強化することが重要です。今後は、教育委員会としても、学校現場における連携実態を確認しながら、学校と関係機関との連携体制の再確認や地域との意見交換などの場の活用を進め、より一体的で、機能的な安全体制の確立を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 学校のほうでマニュアルをつくられて、年に1回以上の訓練を行っているということに対して、少し質問、もう一度させていただきます。そのマニュアルをつくった段階で、まず何を基準に作られているのかと、つくったものに対してのチェック体制というか、先ほど言われたとおり、学校によって立地条件だったり、人数だったり、条件がいろいろ違ってくると思いますので、それに対してのチェック体制などあるのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいまの質問に対しまして、これにつきましては、御存じと思いますが、学校保健安全法第29条において、各学校において危機等発生事故に対する対処要領の確認という意味で規定されております。したがって、国のほうから、これにつきましてはマニュアルにも基づいた各学校にとって、安全確保はできるマニュアルの作成が命じられ、これについて教育委員会としても確認をしております。

ただいまチェック体制ということで、それぞれの学校長に実施訓練をした後、その状況報告、そして不備な点につきましては改善を指示し確認をとっているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） はい、そのようにマニュアルもつくられて、チェック体制もあるということなのですが、実際に全員の子供に聞いたわけではないのでわからないですが、子供たちの中にはどういうふうに対応したらいいかわからないだったり、ちょっとよく分かってないお子さんもいらっしゃるんですよね。ということは、実際その現場

に居合わせるだろう子供たちに、どうやって対応したらいいかっていう動きが伝わっていない子供もいるので、子供たちにはやっぱり学年や特性に応じた言葉だけでは難しい場合、視覚支援など、避難訓練だったりを伝える、伝え方にもう少し工夫が必要なのではないかと感じましたが、実際そういったマニュアル自体はありますけども、子供にどう伝えるか、ちゃんと浸透するかというところまで考えられてはいますか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 今御指摘の点につきまして、各学校長に再確認すべきことだろうとは思いますが、まずもって、子供の命を守る、これが第一でございますので、教職員がその考えに基づいてまずは行動を起こすということになると思います。その次に、子供たちにどういう行動をとらせるかということになると思いますけれども、そのあとについては発達の状況、そして今言われましたように子供たちのそれぞれの特性に応じた内容について再度確認をして、徹底が図れるように指示をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

○議員（崎山 佐穂） 終わります。

○議長（古屋 宏治） 質問順位 2 番、吉本文枝議員。

○議員（吉本 文枝） おはようございます。議席番号 3 番、公明党、吉本文枝でございます。通告に従い一般質問をいたします。

1 問目、住民の命を守るため、脱炭素対策と熱中症対策の両面から「給水スポットの設置」について質問いたします。

公明党は、カーボンニュートラル社会をつくるため熱中症対策や災害時の対応を含めた「給水インフラのグリーン化」を進めています。本町でも 2021 年、2050 年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティささぐり」を宣言しています。

カーボンニュートラル社会の実現のために、例えば、マイボトルの利用を前提とした給水スポットを設置することで、使い捨てのプラスチックの使用削減が期待できます。これにより、製造・運搬・廃棄の各段階における二酸化炭素排出量が削減できます。

また、再生可能エネルギーの活用として給水スポットを太陽光パネルで電力供給することで、エネルギー源にも脱炭素の工夫ができ、給水機の冷却やろ過システムを省エネ設計のものにすることで、さらに脱炭素が期待できると考えます。

また、真夏の水道水の水温は 25℃と言われ、常温水の補給は脱水症状の対策であ

り、熱中症対策にはなりません。熱中症の予防対策には5℃から15℃の冷水が適していると言われています。それは胃をスムーズに通過して小腸での吸収が速いため効率的に水分補給ができ、特に運動している時や暑い環境の中では、体温を下げる効果があるからです。

そこで2点伺います。

1点目、まずは、通勤通学・ウォーキングなど外出時における水分補給のため、マイボトルの持参を習慣化することを推進してはいかがでしょうか。それにより、ペットボトル購入の機会も減りプラスチックごみの削減にもなるため、カーボンニュートラルの推進に寄与するものと考えます。町の取り組みとして、マイボトル運動を推進・啓発することについてどのようにお考えでしょうか。

2点目、マイボトルが空になった場合、給水スポットが必要になってきます。利用回数がカウントされる給水機もあり、ペットボトル何本分のごみが削減できたかを可視化できることで、住民の環境意識向上や行政の事業評価の説明にも役立ちます。何より、ゼロカーボンシティ目標達成に向けて住民とともに進められるのではないかと考えます。そして、熱中症予防の対策としても、庁舎やカブトの森など人が多く集まる公共の場所。また、災害時には避難場所となり、平時にも子供たちが利用する学校体育館などに給水スポットを設置することは、脱炭素対策と熱中症対策を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献できると考えます。

町長のお考えを伺います。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいまは、吉本議員から「給水スポットの設置」について、ご質問をいただきました。ご質問の前段のお話がありましたように、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すカーボンニュートラル社会を実現することは、わが国の責務であると同時に、私たち基礎自治体の責務であると認識しております。

環境省では、2021年に地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画であります「地球温暖化対策計画」において「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度に46%削減目標等の実現を掲げ、計画を改定いたしました。

この改定においては、わが国の中間目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度対比46%削減することを目標とするとともに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくとしたものでございました。温室効果ガスという定義は、主に

二酸化炭素でございますが、メタンや一酸化炭素、フロン等を指すものでございます。篠栗町においても、まずこれまで垂れ流してきた二酸化炭素の排出をどう削減していくかについて真剣に考え、カーボンニュートラル社会実現に向けてのロードマップを作成し、既に公共施設のオンサイトP P A事業等に取り組むことや庁用車をガソリン車から電気自動車、ハイブリッド車、水素自動車へと切り替えるなど、多岐にわたる取り組みに着手しているところでございます。

そうした篠栗町での取り組みを踏まえた上で、ご質問の各項目については、担当課であります都市整備課から健康課の見解も含めて答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 吉本議員ご質問の「外出時における水分補給のためマイボトル持参を習慣化すること」についてお答えいたします。

環境省による循環型社会の推進において、全国民にマイボトル、マイカップの持参を啓発しているところであり、マイボトル、マイカップを持参する方が増えてまいりました。

本町においては、ごみ減量推進の観点から、篠栗町廃棄物減量等推進協議会を通じて、文化祭においてマイボトルを配布するなど、継続的な推進活動を行っております。しかしながら、私たちの生活の中でペットボトルの使用は定着していることから、利用しなくなったペットボトルは、依然として排出されることとなります。この対策として、ごみの分別、ストックヤード等で回収し、廃棄物とならないよう資源リサイクルにつなげていく活動も行っております。今後も廃棄物の減量と脱炭素社会の実現のため、マイボトル、マイカップの持参へ、より一層の推進及び啓発を行っていきたいと考えております。

次に、ご質問2の「給水スポットの設置とゼロカーボン・熱中症対策の両立」についてのご質問にお答えします。

ご提案のとおり、マイボトルの活用を前提とした給水スポットの整備は、ペットボトル削減による脱炭素の促進と、熱中症予防の観点の双方に資する施策であると認識しております。冷水補給による体温低下の効果や、小腸での吸収促進による効率的な水分補給は、特に夏季において重要な熱中症対策の一環であり、庁舎、公園、体育館等の公共施設における給水環境の整備は、住民の健康を守るうえで有効であると考えております。また、ペットボトル換算での削減本数などを「見える化」できる給水機を導入することで、住民の環境意識向上につながるとともに、行政としても事業の成果を

定量的に示すことが可能となり、町と住民が一体となってゼロカーボンシティの実現に向かう好循環が期待されます。一方で、冷水機能を備えた給水設備については、使用頻度が一定以下の場合、水の停滞による衛生管理上の課題が生じる懸念もあり、安全性や維持管理の観点から慎重な検討が必要であるとも考えております。

町といたしましては、現在、熱中症特別警戒アラート発表時に開放するクーリングシェルターの整備を進めており、給水機能はその補完的設備としても位置付けられるものと考えております。このため、クーリングシェルターとの連携を視野に、今後の設置可能性については、施設の種類、利用状況、コスト、安全性等を総合的に勘案しながら、引き続き調査・検討を進めてまいります。

また、災害時の水分補給に関しましては、給水機に限らず、災害対応型自動販売機の導入や備蓄水の整備など、多様な手段の確保にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） ありがとうございます。

マイボトルは、学校では子供たちが水筒を持っているので、これはマイボトルの進化と思うんですけれども、学校では、無くなったときはどのようにされているのですか。学校に給水機は必要だと思うんですけれども。昔は、直接口に入る給水機がありました。今はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） どなたが答弁されますか。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 学校教育課長の吉村でございます。

各小学校には、給水機は設置しておりませんので、水道の注ぎ足しとなっております。中学校には、自動販売機を設置しているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 先ほどありましたように、熱中症対策は、冷水が必要かと思うので、家でも、なかなか水道水を飲むのは、ちょっと抵抗があるんですが、できれば子供たちにも、冷水を注ぎ足してあげることができないか、とか考えられませんか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 今後の検討課題としていきたいと考えております。

○議長（古屋 宏治） はい、ほかに再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 先ほど、給水機を設置するのに安全性とか言われてありましたけれども、前は学校でも口から直接飲む給水機を設置してありましたので、役場庁舎にも、前はあったような気がするんですけども、まずは庁舎とかに置いてみて検討することとかは、できないのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、議員がおっしゃるとおり、以前玄関のところへんに給水機を置いておりましたけど、利用される方も大分減ってきておりましたので、撤去しておりました。今後そういったお声がありましたら、また検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、ほかに再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 私は、マイボトルを持って歩くんですけども、やっぱり途中で無くなるんですよね。なので、結局ペットボトルを買って注ぎ足して持ち歩くという形になりますので、やっぱり給水機があるか、マイボトルを持つかという、結局、卵と鶏のような感じではあると思うので、どちらも一緒に進めて、マイボトルも配ってあると言ってあったので、それを活用できるような設備がやっぱり必要だと思いますので、どう思われますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 先ほどの答弁の中にもありましたが、冷水機につきましては、例えば、使用頻度とかによりまして、頻度が少なくなると、当然、水道水を活用することになりますので、残留塩素等の消失とかいう形もありますので、そういった部分も加味しながら、衛生面も考えながら設置が必要になってくると思いますので、そういった頻度とか、そういったところも考慮しながら検討すべきだと考えております。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） マイボトルを推進してゼロカーボンを目指すのであれば、やっぱり給水スポットを置いて、また使っていただけるようにすることで、安全が確保できるのではないかな、と聞いていて思ったんですけども、どうでしょう。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今、吉本議員がおっしゃったように、やはりこれからの時代、もっ

と もっと温暖化が進む可能性もありますので、給水スポットについては、町の通りの公共施設部分であるとか、いろんな方が使えるような、そういうものをしっかりと作って対応していく時代ではないかと思いますので、また実現に向けて努力してまいります。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（古屋 宏治） はい、では、次の質問をお願いいたします。

○議員（吉本 文枝） 次に移ります。

2 問目、住民の命を守るため、R S ウイルス感染症の予防について質問します。

乳幼児や高齢者にとって特に注意が必要な「R S ウイルス」は、主に冬から春にかけて流行する呼吸器のウイルスです。大人がかかると風邪のような軽い症状で済むことが多いのですが、生後数か月の乳児や基礎疾患のある高齢者がかかると肺炎や気管支炎などを起こして重症化することがあります。

実際に、日本では2歳までにほとんどの子供が感染すると言われ、R S ウイルスは乳幼児の入院原因の主なものの一つです。特に早産で生まれた乳児や持病のある高齢者は、症状が悪化しやすく注意が必要です。R S ウイルス感染が広がると入院患者が増え、医療現場に大きな負担がかかるほか、医療費も増加するため、地域全体への影響も無視できません。

そのため、今注目されているのが予防接種や抗体薬です。2023年からは、乳児を対象にしたR S ウイルスの予防接種が導入されています。重症化を防ぐ手段として期待されています。また、国としても重点感染症と位置付け、高齢者向けのワクチンも開発されました。こうした情報を子育て世代や高齢者の方々に周知啓発し、医療機関や福祉施設と連携して、地域ぐるみで予防対策を進めていくことが必要だと考えます。

最近、風邪のような症状で検査をしてもインフルエンザでもコロナでもないと診断され、安心はしたもののなかなかよくならないという声をよく聞きます。もしかしたら、インフルエンザのように重症化のリスクが高いR S ウイルス感染症かもしれません。

肺炎を引き起こす原因ウイルスから、住民、特に乳幼児と高齢者を守り、健康寿命を延ばすことは非常に大切なことだと思います。町として肺炎の予防のためにどのような対策をお考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 「R S ウイルス感染症の予防」についてご質問をいただきました。

R S ウイルス感染症は、日本の感染症法において、「5 類感染症」に定められております。この「5 類感染症」というのは、ご承知のように新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、風しん、感染性胃腸炎などの感染症も含まれております。R S ウイルス感染症についての日本における現状については、ただいま議員からご説明があったとおりでございます。答弁の詳細については、所管課であります健康課長から答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、田中健康課長。

○健康課長（田中 久善） おはようございます。

吉本議員のご質問「R S ウイルス感染症の予防」についてお答えします。

R S ウイルス感染症は、特に乳幼児や高齢者において重症化しやすい呼吸器感染症であり、肺炎や細気管支炎などを引き起こすことがあることから、住民の健康を守る上で重要な感染症の一つと認識しております。

本ウイルスは、日本国内において2歳までにほとんどの児童が感染すると言われており、乳幼児の入院原因としても主要な疾患の一つとされています。特に、早産児や基礎疾患を有する高齢者においては、重症化のリスクが高く、注意が必要であります。

ご紹介のとおり、令和5年度より、乳児を対象としたR S ウイルス感染症に対する新たな予防接種が開始されており、国においても高齢者向けのワクチン開発が進められているところでございます。R S ウイルスのように重症化リスクのある感染症に対して、ワクチン等を用いた予防手段を確保し、早期に感染拡大を抑えることは、医療機関の負担軽減や医療費抑制の観点からも重要な取り組みと考えております。

子育て世帯や高齢者に対する正確な情報提供を行うとともに、医療機関等との連携により、地域ぐるみで感染症対策を推進していくことは、町としても非常に重要な施策であると認識しています。

町といたしましても、今後も国や県からの情報収集に努めるとともに、感染症に関する住民への正確かつわかりやすい情報の提供に引き続き取り組んでまいります。また、保健・医療機関との連携強化を図り、肺炎など重症化リスクのある感染症の予防につながる対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 例えば、どのような対策というか、広報の仕方とか考えてあることとかあれば教えてください。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○健康課長（田中 久善） 啓発活動として、このRSウイルスは一般的に秋冬によくかかるウイルスと言われております。健康課オアシス篠栗としても、その病気の啓発をポスター等でその時期には掲げております。実際その程度でしか今行っておりませんが、今後はまた、国等の情報を正確に掴んで、皆さんに十分に正確な情報を伝えるように邁進してまいりたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（古屋 宏治） 質問順位3番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番荒牧でございます。

災害対策費について町長にお尋ねいたします。

自治体の最低限の責務では、生きるための水の供給と、ごみ・し尿処理ですが、前者は水道企業団と、後者は清掃施設組合において、その遂行が担保されておりますが、その前段として住民の命を守ることが第一と考えます。町内の施設や道路、橋梁等を見ますと、とても大震災や水害に耐えきれないと思われるものが多数存在いたします。特に、弱者であります高齢者や子供たちが使用する施設は最優先で改修するべきですが、篠栗中学校体育館や町民体育館や武道館は見るからに危なそうですが、安全性の検査は全ての施設でなされて改修計画は立ててあるのか、また特に危険な15の橋梁改修計画終了は8年先ですが、遅過ぎないか、お尋ねいたします。

篠栗町中長期財政計画改訂版では、老朽化した公共施設の長寿命化改修としか記載されておりませんが、莫大な予算を伴う建築物や構築物の耐震化工事の費用を考慮し、最優先で組み入れるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 御質問は、「財政計画に災害対策費を考慮すべきではないか」という内容でございました。御質問の内容は「住民の命を守る」という視点からのものでございますので大変重要な課題であると認識しております。

内容が多岐にわたっておりますので、財産活用課、都市整備課、財政課からそれぞれの立場として、担当課としての答弁をまずさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） まずは、公共施設を総括して財産活用課からお答えいたします。

平成26年4月に総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体において、公共施設の現状や総合的・計画的な管理に関する基本的な方針などを定める計画の策定が求められてきました。このような背景を基に、本町におきましても、公共施設等の総合的な管理は効率性を追求しながら、中長期的にわたり計画的に取り組むべき重要課題と捉え、平成27年12月に「篠栗町公共施設等総合管理計画」を策定し、その計画推進のため「篠栗町公共施設等個別施設計画」を策定しておるところでございます。

この計画は、本町が維持管理する公共施設等について、前述しました総合管理計画に基づき、個別施設ごとの更新や統廃合・長寿命化保全等の具体的な実施計画について検討し、施設の修繕・更新等の時期の分散と財政負担の平準化を図り、個別施設の長寿命化を推進するための中長期保全計画を策定しているものでございます。

議員が言われる学校施設におきましては、官庁施設の総合耐震計画基準の規定に基づき、I s 値0.7以上を確保することとされています。本町の学校施設の基準値は全てこれを上回っているところでございます。

なお、町民体育館と武道館におきましては、令和7年度に策定いたします「篠栗町公共施設等総合管理計画」と「個別施設計画」において存続を含め、今後の方向性を定めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 続きまして、橋梁改修計画について都市整備課からお答えいたします。

橋梁の長寿命化を目的とした改修計画は、国の道路メンテナンス事業費補助金を活用し、コスト縮減及び環境負荷の低減といった課題に対応するため、新技術や新工法を積極的に取り入れております。この取組に基づき、橋梁長寿命化修繕計画の策定業務を概ね5年に1回の周期で実施しているところでございます。

また、これに関連する橋梁の定期点検につきましては、平成26年7月1日に施行された省令・告示により全ての道路橋について、5年に1回の頻度で直接目視による点検が義務づけられており、本町においても、これに基づき定期点検を計画的に実施しております。

これらの定期点検の結果、健全度判定区分Ⅲ（速やかに措置を講ずべき状態）と判断された橋梁については速やかに補修設計を実施し、必要な補修工事を行っており、直近の工事実績といたしましては、令和5年度に「津波黒歩行者橋保全工事」、令和6年度には「乙犬地区1号線1号橋保全工事」及び「津波黒橋保全工事」を実施いたしました。

た。

議員御指摘の「特に危険な15の橋梁改修は8年先で遅過ぎないか」とのお尋ねでございますが、本橋梁の判定は健全度判定区分Ⅱ（予防保全段階）とされており、道路橋の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましいものとなっております。

また、交通量に関しましても、比較的限定的な区間に位置することから、通常パトロールにおいて、また5年ごとに実施します定期点検の中で健全状態を把握することとしており、橋梁の安全と信頼性の確保を最優先に計画的な保全に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、続いて、藤財政課長。

○財政課長（藤 忠文） それでは最後に、財政課から「耐震工事の費用を考慮して最優先で予算を組み入れるべきではないか」との御質問にお答えいたします。

耐震化工事は、地域の安全・安心を守る上で最も基礎的かつ重要な施策であり、今後の財政運営及び防災計画において、最優先に位置づけられるべきものと認識しております。

中長期財政計画は、「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」において計画した内容を反映して作成しているものであるため、詳しい内容の記載はされていませんが、「老朽化した公共施設の長寿命化改修」における事業の内訳として、耐震化工事を明確に位置づけ、「命に関わるリスクへの対応を最優先とする」という視点を反映させることにより、今後の財政運営を計画的に進めてまいります。

なお、次回の財政計画見直しにおいては、災害対応・耐震化・インフラの安全性確保といった視点を計画全体の中で明確に位置づけ、必要な事業には重点的な予算配分を行ってまいります。

以上でございます。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありませんか。

○議員（荒牧 泰範） ございません。

○議長（古屋 宏治） はい。

質問順位4番、品川静議員。

○議員（品川 静） 議席番号7番、品川 静です。

今回は、二つ質問させていただきます。

まずは、「教育現場にリハビリ専門家の導入を」についてです。

多様性が重視される現代においても、発達の特性や個性によって、学校で学びづらさを感じている子供や保護者は少なくありません。一方で、教員の負担は非常に大きく、現状では子供一人一人の特性に丁寧に向き合うには限界があります。こうした特別支援教育の充実や教員の働き方改革が求められる中で、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションの専門家の力を学校現場に取り入れる動きが注目されています。

しかし、一般的に「理学療法士は歩く訓練をする人」「作業療法士は手を使った訓練をする人」といった曖昧な認識にとどまり、身体機能だけでなく、注意・記憶・感情・意欲など「認知面・精神面」への介入も得意分野であることは、あまり認知されていないようです。作業療法士の「作業」とは、人が日常生活の中で行う活動全てを指し、それが滞る原因を探り、環境や関わり方を調整することで、自立を支援するものです。知的能力の不足を前提とせず、「できない」の背景にある感覚や心身の要因に気づき、対処するのが特徴です。

リハビリ専門家の学校現場での役割とその効果としては、「離席が多い」「手先が不器用」「対人関係がうまくいかない」といった行動について、反応や行動を観察し、簡易検査を通じてどんなサポートが必要かを見極め、適切な道具の工夫など、環境調整や周りの関わり方を提案することが可能です。学習が苦手な子供は、知的能力が原因だけではなく、目の機能が足りなかったり、記憶する機能だけが弱かったりする場合もあります。また、間違えることに極度のストレスを感じやすい傾向など、心身の要因を特定することで目の使い方や姿勢保持などの提案や適度な刺激を提供することにより、集中が保てるようになるなど具体的な支援を行います。このような支援は、その子らしい生き方を実現する土台となり、将来的な生活の向上にも寄与すると言われています。

先行事例として、飛騨市では市内の小中学校に「学校作業療法室」を設置する取組を行っています。この取組は、作業療法士が常駐し、学習をはじめ学校生活における作業の円滑化をサポートしています。神奈川県では、作業療法士に特別免許状を授与し、常勤の「自立活動教諭」として配置する制度を開始しています。これは教育と医療や福祉の垣根を越えた連携の実例であり、家庭や学校で実現できる支援に重きを置いています。ちなみに、アメリカでは生活領域に作業療法を取り入れるのが一般的で、学校では生徒自身が作業療法室へ行って、自分のケアの仕方を学んでいるそうです。

そこで、本町での導入の可能性について伺います。支援学級や医師の診断を受けて

いない、いわゆる「グレーゾーン」の子供たちも年々増加傾向で、早期かつ継続的な支援が有効なため、学校現場においてリハビリ専門職の知識や経験は大いに有用であると考えます。さらに、学習の遅れ、不登校、友人関係のもつれ、いじめ対応などを全て学校教員が担うのではなく、専門職と分担しながら連携して対応していく体制が可能になる点も注目しています。また、作業療法士などのリハビリ職が保護者や教員に対しても、子供への適切な接し方や支援方法を伝えることで、教員が本来の教育に集中できる周囲の環境づくりにもつながると思われます。

以上を踏まえ、以下の町の見解を伺います。

本町において、教育現場への作業療法士、理学療法士など、リハビリ専門職の導入について、どのように考えておられるか。

先進事例への関心や調査の予定はあるでしょうか。

小中学校においてグレーゾーンを含む発達特性のある子供への支援を強化する考えは。

最後に、教員の業務負担軽減と、教育と福祉の連携のあり方についての町の基本的な姿勢について。

以上、御回答をお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま、品川議員より「教育現場にリハビリ専門家の導入を」について御質問を頂きました。

「本町において、教育現場への作業療法士、理学療法士など、リハビリ専門職の導入について」の御質問にお答えいたします。作業療法士や理学療法士といったリハビリ専門職が有する知見は、肢体不自由や感覚過敏、運動機能に課題がある児童生徒をはじめ、配慮を必要とする子供たちへの支援において、大変有効であると認識しております。一方で、本町においては、こうした専門職を教育現場に配置するためには、人件費をはじめとした予算の確保、校内での活動スペースの確保、また他の支援体制との調整といった課題も多く、現時点では導入は難しい状況にあります。

しかしながら、本町では、教育支援センターに配置している特別支援教育相談員が専門的な立場から、学校や家庭に対し、発達や行動面に関する助言や指導を行っており、支援を必要とする児童生徒への対応も行っております。今後も、リハビリ専門職の知見を必要に応じて活用できるよう、医療・福祉機関との連携を図るとともに、現行の特別支援教育相談体制をより充実させ、配慮を要する児童生徒への支援に努めてまい

ります。

二つ目の「先進事例への関心や調査の予定について」の御質問にお答えします。本町小中学校の設置環境や関係機関の状況を鑑み、また現在構築している支援体制のさらなる充実に専念するため、今のところ調査等の予定はございません。

三つ目の「小中学校においてグレーゾーンを含む発達特性のある子供への支援を強化する考えについて」の御質問にお答えします。小中学校においては、発達障がい診断を受けているお子さんに限らず、いわゆるグレーゾーンと呼ばれる発達特性を有する児童生徒への理解と支援がますます重要になっております。本町においても、すべての子供が安心して学び、成長できる学校づくりを目指し、インクルーシブ教育の理念のもと、特別支援教育の充実に取り組んでいるところです。

具体的には、先ほど申し上げましたとおり、教育支援センターに配置している特別支援教育相談員が、専門的な知見を生かしながら、各小中学校を巡回し、教職員への助言・支援、また保護者からの相談対応を行っており、これにより、個々の児童生徒の状況に応じた指導や支援の充実を図っております。また、教員の支援体制の強化という観点では、発達特性の理解を深めるための研修を全教員、全支援員に実施するとともに、校内においても、特別支援教育コーディネーターを中心に、全ての教員が連携しながら、情報共有と対応を図っております。今後も、専門人材の効果的な活用や教職員の資質向上に努めながら、一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう体制の充実を図ってまいります。

四つ目の「教員の業務負担軽減と、教育と福祉の連携のあり方について」の御質問にお答えします。近年、学校現場では児童生徒の教育的支援に加え、家庭環境や福祉的な課題に関する対応も求められるようになり、教員の業務がますます多忙化しております。こうした状況を踏まえ、本町では庁内の福祉部門や外部の専門機関と連携した支援体制の整備に取り組んでおります。

具体的には、こども家庭センターや福祉課と連携し、家庭状況や生活支援が必要なケースに対しては、学校単独では対応せず、庁内でのケース会議の開催や情報共有を行いながら、教育と福祉の両面から包括的な支援を行っております。また、外部の医療機関や療育施設、発達支援センターなどとも連携し、必要に応じて保護者を通じた受診や専門的評価を勧奨するほか、学校内でもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図り、指導や支援の方向性を共有する場を設けております。

今後も教員が子供に寄り添った教育を行えるよう、支援体制のさらなる充実と教育・

福祉の連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） はい、先ほど、支援教育相談員のお話がありましたが、その相談員の方の専門性というのはどういうものになるのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 昨年度から教育支援センターに特別支援教育相談員を配置しております。特別支援教育相談員は、元中学校での特別支援学級担当をしておりました。その関係で、特別支援に関する知見を幅広く持ち、さらに現在、今回御質問がありましてリハビリ専門的知見も含めて、広く、この件について深く学んでいる職員でございます。

そういう意味で、今回の指摘にあります、リハビリ的な専門に関しましても、それぞれの現場、子供たち、保護者に対しての相談、さらに、学校体制における支援・指導、これについて相談そして指摘等を行っているという状況でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） 私が今回このリハビリ職の方々を教育の現場にいいと思ったのはですね、日常的に高齢者施設でのそれぞれの専門家の方の連携を見て、その効果を実感したからなんですけれども、1人の方がたくさんの知見や経験を持っているということも大事だと思うんですが、医師・看護師の方が、例えば痛みをその方が訴えた場合、その医療として診るっていう方もいれば、訓練をして痛みがとれるということを診る方もいれば、介護士さんのように日常で痛みを感じているその感情に寄り添うということで、いろんな方が関わることで、その方の痛みがとれていくっていうことや、それを家族もこうやって支援すればいいよ、みたいなアドバイスをもらえるっていうところでいうと、そういういろんな人が関わっているっていうのが、やっぱり大事ななあというふうに感じましたので、そうするとですね、やっぱりその高齢者施設での専門職を持っている方というのも、今不足しているということで、教育現場でその目線を充実させていくっていうことをするためには、やっぱり今の現状の福祉施設の場所っていうのも充実していくということが両方必要だなと思って、これはすごく大変なことではありますが、全体として充実を図っていただければなと思います、その辺りも少しお話を頂けたらと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 今御指摘のとおり、小人数といいますか指導相談員が1人で対応するというのは大変で十分できるかという問題があります。現実的には、この相談員を通じて実際の専門家、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めて、そして先ほどから指摘しております福祉課、それから療育関係、家庭センター、このあたりの専門家とつないで、その専門家が学校現場に出向く、または逆にその関係者が訪問して、指導を仰いだりするという場面、これは数多く、今実施しているところでございます。

ただ心配するのは、なかなかその専門家というのがですね、学校現場での状況を十分把握した形での専門家というのはなかなか見つからないというのが現状、これも現状です。

福岡教育事務所が巡回相談というのも実施して、これはもう年3回という、各学校3回というのが原則なんですけれども、その中に、こういう今のような作業療法士的な方というのが、本当に若干、もう1名2名というぐらいおられます。そういう方が実際訪問して、いろいろな話を聞いたりとか、指導・支援の仕方について研修したりとかいう場面も想定しておりますが、今後そういう意味で幅広くですね、そういう専門家の方々に情報をお聞きしながら、学校現場で活用といいますか、御指導していただける方を探し、そして結びつけていきたいというふうに思います。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、それでは、次の通告の質問をお願いします。

○議員（品川 静） では、次の質問に移ります。

人の命、動物の命、そして自然環境の健全さは、ひとつながりの命として支え合っているというワンヘルスの理念を、本町が推進宣言として掲げ、人と動物・自然がより良く生きる社会を目指す姿勢を示したことは、非常に意義深いことだと思います。この理念を具体的な政策として実現していくためには、感染症対策や健康増進にとどまらず、これまで行政の対象とされにくかった暮らしの価値観や、日常の営みに根差した領域にも踏み込む必要があると考えます。

ワンヘルスの理念を生かすべき分野は多岐にわたるため、今回は主に、野良猫・野良犬などの身近な動物との関係と、シカやイノシシなどの農林業被害や森林環境保全への対応など、ワンヘルスの理念を活かし、具現化する重要なテーマだと思い、次の点を中心に町の見解と今後の方針を問います。

まず、野良猫・野良犬との共生と行政の役割についてです。

(1) 町内での野良猫・野良犬に関する相談の現状と把握状況、あわせて相談しても「町は何もしない」と言われるとの複数の住民の認識を確認しましたが、これまで町政の範疇ではないとされてきた背景を踏まえ、今後の方針見直しの可能性があるのかどうか。

(2) 捕獲し、避妊去勢手術を行い、戻すというTNR活動や、地域猫支援、動物愛護団体との連携など、具体的な支援策を導入する考えは。

次に、野生動物による農作物・森林被害へのワンヘルスの視点については。

(3) 近年のシカやイノシシ等野生動物による農作物・森林被害の実態と被害額、傾向は。

(4) この課題を単なる害獣駆除ではなく、人と動物、環境の関係性の見直しとして捉えることについて、町の認識は。

(5) 農林業者や住民と連携した予防・対策の強化や持続的管理モデルの導入予定は。

以上、ワンヘルス推進宣言を行った本町においては人と動物そして自然が共に、より良く生きられる町の未来に向けて、行政の積極的な関与と制度設計を期待し、本質問といたします。

よろしくお願いします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、品川議員から「ワンヘルスに基づく、野良犬猫や野生動物の包括的施策の検討を」という御質問を頂きました。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする「人獣共通感染症」は、今や人の感染症の約60%を占めると言われておりまして、人口増加や土地利用の変化に伴う生態系の劣化や気候変動などによって人と動物との関係性が変化していくことにより、もともと動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て、人に感染するようになってきたとされております。こうした中で、人獣共通感染症に対応するため、「人と動物の健康と環境の健全性はひとつ」とするワンヘルスの理念に基づき、総合的に取り組むことが求められておりまして、本町におきましても、令和7年第1回定例会において「篠栗町ワンヘルス推進宣言」を行ったところでございます。

このワンヘルスへの多岐にわたる実施施策の推進に関しまして、身近な動物についての御質問がただいまございました。

答弁につきましては、(1)、(2)を都市整備課から、そして(3)から(5)ま

で産業観光課から、答弁をいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 「ワンヘルスに基づき、野良犬猫や、野生動物の包括的施策の検討を」についての御質問（１）にお答えします。

町内における野良猫・野良犬に関する相談についてですが、令和６年度における野良猫に関する相談は３０件、野良犬に関する相談はございませんでしたが、飼い犬に関する相談は１４件ございました。

徘徊等による相談に関しまして、保健所に報告の上、対処することがございます。

野良犬に関しましては、狂犬病予防法に基づき登録や鑑札、注射済票をつけていない犬は抑留する必要があるございますが、野良猫に関しましては、飼い猫の区別がつかないことや動物愛護の観点から、子猫で衰弱・負傷等の場合を除き、引取り（保護）を行えないようになっていることから、餌やりや置き餌などの指導などの注意喚起にとどまっていることが、背景にあるのではないかと拝察いたします。猫の問題に関しましては、飼い主側と猫による実被害を受けられた方との認識にも差があることから、適正な飼い方などについて、さらに積極的な情報発信を行っていきたいと考えております。

次に、質問（２）の野良猫に関しましては、地域猫活動の支援事業の紹介を行っておりますが、現在一つの地域で申請登録を行い、不妊避妊去勢手術を行いながら、地域での適正な猫の飼育を行っております。また、多頭飼育により、飼い主が適正な飼育を行うことができなくなったケースにつきましては、動物愛護団体の協力のもと、令和４年と令和６年にＴＮＲ活動を行ったこともございます。

今後も、先ほど述べさせていただきました情報発信や相談内容に基づいた支援策を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、松熊産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 引き続き３点目の、「近年のシカやイノシシなど、野生動物による農作物・森林被害の実態と被害額及び傾向」についての御質問にお答えいたします。

まず、農作物の被害につきまして、農業者の共済保険を取り扱う農業調査によりますと、令和２年度から令和６年度までの５年間のシカ・イノシシの被害面積の合計が３９５．９ａ被害額の合計が４１６万８，０００円となっております。そのうち令和６年度の被害面積は１０４ａ、被害額は１１１万５，０００円となっております。次に、

森林被害につきまして、町が管理委託をしている福岡県広域森林組合からの報告によれば、同じくここ5年間の被害面積は230a、被害額は21万9,000円となっており、令和6年度は被害面積60a、被害額10万円となっております。農作物や森林の被害は、届出があったもののみ計上しておりますので、実質的な被害はこの数字を上回るものと想定されます。

被害の傾向といたしましては、特に農作物の被害が年々増加傾向にあり、その一因として猟友会の高齢化に伴います捕獲数の減少が顕著でしたが、令和6年度は猟友会の体制の見直しや増員により捕獲数が増加しております。森林被害につきましてはシカによる被害がすべであり、植樹した幼齢樹の食害、壮齢樹の樹皮剥皮害は確認するすべて山林で見られるのが現状でございます。

次に、4点目の「害獣被害を人と動物、環境の関係性の見直しとして捉えることに對する町の認識」についての御質問にお答えいたします。

野生鳥獣が自然のままに生きることが本来の姿であり、静かに見守ることが野生鳥獣との共存に必要なのでございますが、人的被害や感染症の発生、野生鳥獣の行動変化が起こる中で、既に生態系に悪影響を与えていることも考慮しなければなりません。実際に、野生鳥獣の被害による営農意欲の減退、未耕作地の増加、離農者の増加など、この数字に表れない被害は農業者に対して深刻な影響を及ぼしております。

状況によりましては、野生鳥獣の個体数や生息環境を人と野生鳥獣が共存できる適正な状態に戻す必要もあるため、福岡県が進めております生態系保全のための個体数管理の動向を注視して町としても取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、5点目の「農林業者や住民と連携した予防・対策の強化や持続的管理モデルの導入予定」についての御質問にお答えいたします。

現在、町では農林産物への被害防止対策として、電牧柵及び防護柵の購入費用に対して、有害鳥獣被害防止特別対策事業補助金の交付を行っております。電牧柵は費用の3分の2を補助し補助上限10万円。防護柵は費用の2分の1を補助し補助上限5万円の補助事業でございます。なお、令和7年度から中山間地域における設置は補助上限額を倍にいたしております。当該補助金につきましては、継続的に実施いたしており、近年の被害増加を鑑みて、令和6年度からは予算を増額しているところでございます。

また令和7年度から、糟屋地区猟友会から配布された小動物用箱罠20基の無償貸出事業を試験運用いたしておりまして、近年増加しています小動物による被害への対策として取り組んでいるところでございます。実態の把握に努めるとともに、来年度

以降も継続することを前提とした運用方法の改善にも努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） はい、まずは野良猫のお話ですが「衰弱した子猫は除外」みたいな発言があったと思うんですけども、その子猫の対応は、どのようにされ、保護して元気になるまで育てるとか何かあるのかをちょっと知りたかったのと、あとは、今後は「町は関与しません」みたいな回答ではなく、支援団体であるとか関係するところに紹介していただいたりとか、何か指導していただいたりということがあるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい、保護した子猫の件でございますが、古賀の動物愛護センター、そちらのほうに転送する、もしくは、そういった形になっております。

それともう一つ、情報発信の件でございます。これにつきましてはですね、篠栗町のホームページの啓発やですね、令和6年度におきましてはクリエイト篠栗のロビーにて、動物病院協力のもとにですね、猫の適正な飼育やTNR活動、先ほど議員の方からもおっしゃったように、これの啓発物の展示を行っております。今後もこの取り組みについては継続して行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

は、いどうぞ。

○議員（品川 静） すいません、ちょっと認識不足で、保護センター＝保健所ですかねということは処分される、殺処分されるラインに乗っちゃうということですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 詳細の部分はですね確認ができてない。申し訳ありません。ですが、適正な買主等に引き渡す活動等も行っているということで伺っております。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） 野生動物の件なんですけれども、今大変な状況なので、そういう対策ですね、被害への対策強化というのは必要だと思うんですけども、ワンヘルスとして考えるとしたら、その関係性、人間と動物と、あと、森林の環境も変わってきているこ

とで、その境目がなくなっているというところかというと、森林の中の豊かな餌がとれるようなものをするとか、あとは今、耕さなくなった耕作放棄地とかいうのですかね、の整備とか、そういったことをすることで、もう一度ちゃんとその人の生活する場所、動物たちが豊かに暮らせる場所という、そういう観点も必要になってくると思うので、その辺の取り組みをちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 耕作放棄地ですとかそういったところが、山間部と耕作地ですとか住居の間をなくしてしまった関係で、シカですとかが頻繁に出るような、ことになっておりますので、今農林水産省が推奨いたしておりますのが緩衝帯の整備ということで、山林とその耕作地や住居の間に見通しのよいエリアを5 mぐらい設置するということを進めておりまして、それによって動物の出没を減らすことができるということでございますので、そういった取り組みを、ちょっと研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

○議員（品川 静） 終わります。

○議長（古屋 宏治） はい。

質問順位5番、太郎良瞳議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番、太郎良瞳でございます。

通告に従い質問いたします。

「すべての子供に安心できる居場所を」についてお伺いいたします。本町では5月30日より、新たにこども食堂がスタートし、町内3か所となりました。いずれも地域の方々の温かい思いや協力によって、子供たちが安心して過ごせる場所、地域のつながりを感じられる場所として育まれていくと思います。

近年、子供たちの環境は多様化しています。不登校の子だけでなく、放課後や休日に1人で過ごす子、家庭や学校に居づらさを感じている子、または、何となく行き場がない等、様々な理由で「自分の居場所が見つからない」と感じている子もいます。「居場所」というのは、特定の課題を抱えている子供だけのものでなく、すべての子供にとって必要なものだと考えます。自分らしく、自由に、のんびりと安心して過ごせる場所や、誰かと緩やかにつながれる時間を持てるかどうかは、子供たちの安定や成長に大きく関わってくると考えます。

また、家庭や学校では見えづらい不安や孤独感を地域の中でそっと受け止められる

場所があることで、大人と触れ合い、社会とつながる体験も得られ、不登校や心の不調の予防支援にもつながるのではないのでしょうか。困ってからの支援ではなく、困らないように備える、このような居場所づくりは、子供にとっても、地域にとっても双方の価値があると考えます。どの子にも、なんとなく行っていていい、そこに居れば安心できる、そのような、気軽に寄り道できる、より多様な居場所がもっと地域の中に増えていけば、子供たちの孤立は減っていくと思います。

また、子供たちにとって本当に安心できる居場所をつくるためには、大人の思いだけでなく、子供たちの声をきちんと受け止めることも大切だと考えます。子供たちの意見を反映することで、より足を運びやすい場所になるのではないのでしょうか。

これらのことから、次のことをお尋ねいたします。

(1) 今後、町としてすべての子供が自分の居場所を見つけられるような体制づくりや、場所づくりをどのように取り組んでいこうと考えていますか。

(2) 子供たちの声を居場所づくりに反映し、子供も当事者になるために、どのような方法が考えられるか、町としての方向性をお聞かせください。

(3) 居場所の継続的な運営のために、担い手の発掘・育成・支援に町が果たすべき役割について、どのように考えてあるのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま太郎良議員より「すべての子供に安心できる居場所を」について質問をお受けいたしました。まず最初の「今後、町としてすべての子供たちが自分の居場所を見つけられるような体制づくりや場所づくりをどのように取り組んでいこうと考えているのか」の御質問にお答えいたします。

今年度策定しました「篠栗町こども計画」の基本目標4「地域でこども・若者を支えるまち」におきましては、(1)「こどもの居場所とは、家庭や学校以外で子供が心地よく過ごせる空間や、人とのつながりを持てる場所を指しますが、近年、家庭環境や孤立の課題が増える中で、居場所づくりは子供の心身の安全や健全な育成を支える重要な取り組みとなっています。篠栗町では町内施設等を利用した居場所を整備し、子供たちが気軽に立ち寄り、交流できる場所や機会づくりに取組みます」としています。

取り組みの内容としましては、「町立児童館（たけのこ・すぎのこ・やまばと児童館）での放課後児童クラブ（学童保育）や乳幼児の親子遊び教室、幼児から学童を対象とした館内行事など、今後も幅広い年齢層の子供たちが居場所として活用できるよう、事

業の充実を図ります。また子供たちが放課後に過ごす場所の一つとして、館内や学校の施設などを活用した学習・体験・交流などの様々な事業の実施を検討いたします」と定めています。

こどもの居場所につきましては、「令和6年に『子ども第三の居場所』として『フリースペースSHIN』を開設しました。家庭や学校で悩みを抱える子供たちが安心して過ごせる場所を提供することを目的として学習支援や食事の提供を行います。公民館やこども食堂など、それぞれの施設が行う活動を支援し、運営の継続や新たなプログラムの実現に向けて協力することで、子供たちの成長と笑顔を見守る温かな環境を築いていきます」と決めました。

第3期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げています。

基本目標1の「出産・子育ての希望をかなえる」の中で、具体的施策におきまして、放課後児童クラブの拡充として「保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に児童館や学校施設などを利用し、適切な生活の場を与えて、学習・体験・交流活動を行う放課後児童クラブを整備し、受入れ可能数を拡大していきます」とし、待機児童数ゼロを目標としています。また、こどもの居場所づくりにつきましても「全ての子供たちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会との関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む『こどもの居場所』の各校区への設置を目指します」と目標を定めています。

これらの計画をもとに、目標達成に向けて取り組んでまいります。

次の、「子供たちの声を居場所づくりに反映し、子供も当事者になるためにどのような方法が考えられるか、その方向性」についてお答えいたします。子ども居場所づくりを進めていくと、課題になるのが居場所づくりは大人をはじめとした第三者が主体となることが多い取り組みになるため、子供が求める居場所のあり方とギャップが生じやすいと言われています。各事業所、団体は、子供の声を聴きながら、よりよい居場所づくりに努めているところではありますが、必要に応じ、町としては居場所を利用した子供たちにアンケートを取るなどの意見を集約し、各事業所や団体と意見を共有しながら、よりよい居場所づくりをつくっていきます。また、各居場所に、子供たちによる子供たちの自治組織なども構築し、代表との懇談会などを検討いたしたいと思えます。

最後の、「居場所を持続的な運営のために、担い手の発掘・育成・支援に町が果たすべき役割」について、お答えいたします。「こどもの居場所づくり」の担い手について、地域には「こどもの居場所づくり」に関心を持っておられる方もいらっしゃいます。こ

うした思いを形にしていくためには、町としても現状のニーズを把握し必要に応じて研修の実施などを行い、担い手の育成につなげていくことが重要と考えます。また、持続可能な取り組みにしていくためには、地域組織との連携強化が欠かせません。町としては地域の自主的な活動と連携・協力を図りながら、地域住民がお互いに支え合う「地域で子育てのまちづくり」を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 「こどもの居場所づくり」について、いろいろ検討されているということでありがたく思います。

子供たちの居場所については、子供たちは距離の近さや安心感、気軽さというのが居場所の入り口になると思います。そして、それが町に点在するというのが理想だと思うんですけれども、町として、後押しできるような体制づくりは、今後できるでしょうか。例えば、公民館だとか空き家とか、そういうものを利用して、気軽に子供たちが行けるという可能性はあるでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 町として子供たちが気軽にといいますか、本当に安心して生活する場所をたくさん増やすということは、非常に大事なことだろうというふうに思っております。ただ、限界もありますので、まずもってこれについて、町として考えているのは、先日といいますか2月16日に、こども育成課が主催しました「ささぐり子育て応援フォーラム」の中で、むすびえ理事長の湯浅先生（認定 NPO 法人全国こども食堂視線センター）のほうからお話がありました。町という自治体が、こういう取り組みについては、後方支援をしっかりと行うように。というふうな御指導を頂きましたので、この後方支援について、町として考えているところでございます。

具体的に後方支援としましては大きく3つ考えています。

一つは、やはり場の提供につきましては、それぞれの方々の思いが生まれて提供するということが必要だろうと思いますし、公民館に関しましても、公民館は行政区が持つてある施設ですので、それぞれの行政区におきましても協力しますよという、そういう意味での啓発、町民皆さんが居場所をつくりたいという啓発の気持ち。これをしっかり皆さんと共有したいというのが1つ目です。

二つ目は、具体的にそういう居場所をつくるにあたって、やっぱり心がけなければいけないこと、いろんな意味での安全確保とか、それから配慮とか、そういう意味で

の、具体的に実際やろうと思われた方が、安心して子供たちがおられる場所はこのことですよ、という意味での研修、こういう場をつくりたいというふうに思っています。

三つ目が、情報提供、具体的にはどのようなことができるのか、他の地域ではどんなことをやっているのか、そういうようなところも含めまして、サポーターとかスポンサーというような情報も含めまして情報提供、こういう大きな3つの点で、町としては支援しながら、より多くの方、より多くの地域、より多くの場所で子供の居場所がつかれることを目指していくということでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 居場所づくりで、子供と大人の温度差があるというような話をさっきおっしゃったと思いますけれども、子供たちも、そういう意見を出すことで、そこに参加しているということで、よりその場に行こうそしてまた、いろんな人と関わることで、心の成長にもつながると思うんですけども、子供も少しでも企画に関われるような工夫やサポートとか仕組みについて、何か考えていくようなことはございますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） この考え方は、皆さん御存じだと思いますけれども、1989年の国連総会があったときの「子どもの権利条約」、この浸透が今、少しずつなされてきたのかなというふうに思います。

日本におけるこども基本法というのもあります。こども基本法は令和4年に公布されて、5年に施行された流れでございます。

今までは子供たちは大人が決めたものとおりに動くものであるというような、そういう考え方でしたが、子供にも権利があるんだと、子供の考えを十分理解する、子供たちに考えさせるという、これが少しずつ浸透してきたかなと思っております。

従いまして、議員御指摘のですね、それぞれ居場所も、大人が与えるだけのものではなく、子供たちがつくっていく、子供たちの考えで運営できるようなそういう場面とございますか、区域、内容、そういうことについては、考えさせる場が必要であるというふうに考えておりますので、先ほど答弁にも申しましたように、アンケートだけではなく、子供たちがそこに参加してる中で、何らかの自治組織、上級生が中心になって、この居場所を、どういうふうにしたらより居心地よく生活できるかとか、どんなこと

したらいいとか、どういうふうな決まりを決めようとか含めてですね、そういうことができるような形のものができるとような支援、それぞれの運営されている方にですね、その方についても啓発をしながら、できるだけそういうふうには子供たちがつくれる居場所というものがより多く生まれるように、努めてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問。はい、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 子供たちも一緒に考えながら、居場所づくりをしていこうという考えがあるということは、いい方向かなと思っております。

子供たちも、集めていろいろワークショップみたいな感じをしたとしても、なかなか知らない人のところで、ポンと意見を言うのも難しいと思うので、ちょっと学校と一緒に、連携じゃないけど、その中だったら、慣れた場所なので、いろいろな放課後のとか休日とかの自分の好きな居場所、こんなところがあったらいいっていうのは出しやすくなると思うんですけれども、そういう学校との連携で考えていくような考え方はございますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 学校の活用というものについては、十分考えられる一つだと思います。ただ学校自体が非常に今多忙化しているということもございますし、いろんな課題を抱えているということでございますので、これにつきましては、十分学校現場の職員と相談しながらですね、可能であれば進めていきますし、また、できれば地域での活動が主になりますので、地域でやはりそういう意味での集約をして、地域のジュニアリーダーみたいな形で、地域の中でその子供たちを集めて話ができるという場をつくるというふうな、別の形での懇談会等も考えながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

○議員（太郎良 瞳） 終わります。

○議長（古屋 宏治） はい。

質問順位 6 番、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号 6 番、横山でございます。

今回、「篠栗北地区産業団地の土地売買について」質問いたします。それでは早速質問いたします。

篠栗北地区産業団地は6用地がすべて売買契約され、そのうち3企業が操業しております。その中で、産業団地の事業用地2を購入していたケアユー、事業用地6を購入していた松原食品が撤退し、町が土地を買い戻し、その後、新たな企業として、この2用地を町はアトムと売買契約を結びました。

事業用地2は令和6年7月に3億9,626万円で、町がケアユーから土地を買い戻し、同年8月に4億3,588万円で売却しています。また、令和6年9月に2億6,097万円で町が松原食品から買い戻し、令和7年3月に2億8,706万円で売却しております。

この売買契約における事業用地2、6について3点お尋ねいたします。

一つ目は、買い戻し金額と売却金額の差額について根拠を求めます。また、この売却金額に至った経緯、計算方法を尋ねます。

二つ目は、買い戻した時点で新たに鑑定評価をとり直すこともできましたが、なぜ行わなかったのか理由を尋ねます。

三つ目は、アトムは2用地を購入いたしましたが、それぞれに何を建設するのか。また、進捗状況について尋ねます。

以上、3点答弁を求めます。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員からは「篠栗北地区産業団地の土地売買について」の御質問を頂きました。

これまでの議会の特別委員会等で詳細に説明してきた内容でございますが、広く町民の皆様が聞くことのできる場であります一般質問において、御確認されたいという議員のお考えによるものと思います。

御質問の各項目については、担当課であります、まちづくり課から答弁をいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） まちづくり課でございます。

横山議員の「篠栗北地区産業団地の土地売買について」の御質問にお答えいたします。

一つ目の「買い戻し金額と売却金額の差額についての根拠、経緯、計算方法」につきましては、令和6年第3回臨時会及び令和7年第1回定例会の議員全員出席の予算特別委員会において、当該土地の売却金額の設定について説明をいたしましたとおり、

令和6年に固定資産の評価替えが行われていることに伴い、上昇率考慮後の路線価で、地価相当額単価を積算し、今後の変動を考慮し、直近の評価替え後の変動率を乗じ、単価を試算して算出いたしました。

二つ目の「鑑定評価をとり直さなかった理由」につきましては、当該土地については一団の開発地内の一事業用地であり、取引事例も当初時点以外になく、先ほど申しましたとおり、路線価、評価替えの変動率を用い、町で時点修正を行ったからでございます。

三つ目の「何を建設するのか、また進捗状況は」について、こちらにつきましては一企業の経営に大きく関わるものでございますので、ここで詳細に述べることは控えますが、現在「中堅・中小成長投資補助金3次公募」に申請されており、令和8年12月操業に向け、計画を進められていると聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、まず金額の違いに関しては、直近の上昇率また路線価など、そこら辺を考慮してこういった金額になったと言いましたけれども、まず、この上昇率は何%なのか、そして、またその直近と言いますけれども、何年間を考慮したのか。そして、言ってみれば、この鑑定評価をとったのは、そもそも何年前か、西暦でも構いません。その点お尋ねします。

○議長（古屋 宏治） 課長。

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 令和6年に、固定資産の評価替えが行われております。評価替えの中で、その上昇率、路線価で6年の路線価の設定がされております。その後の変動率、こちらに関しましては、見込みとして1.1倍しているような形になります。

この固定資産の不動産鑑定になりましょうか、当初？

○議長（古屋 宏治） 不動産鑑定評価をとられた年月日を教えてくださいということなんです。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 当初のですね。すいませんお待たせしました。当初の不動産の鑑定は平成29年7月27日から29年の9月13日ということで、業務委託のほうが出されております。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 答弁で気になってるんですけども、路線価の金額で上昇率を今言われてましたけれども、そもそも路線価っていうのはですよ、相続税であったり、贈与税であったり、そういった税収を算出するために主に使われるやり方であって、土地の売買においてですね、土地の価格をそれによって、計算する方法ではないと思うんですね。さらに言うのであれば、土地の価格っていうのは毎年上下変動いたしますね。でも路線価っていうのは3年に1度じゃなかったですかね、たしか発表されるのが。毎年変動してるにもかかわらず、これは3年に1度しか変わらないものを用いて計算するっていう方法は、そもそも適してない方法だと思うんですけども、何故その路線価の上昇率をもって計算されたんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 先ほども申しましたとおり、固定資産の評価替えというのが、鑑定後で路線価の設定をされ、令和6年にされてあります。言い方変えれば、直近での鑑定に近いものの数値が出ております。

各鑑定の積算自体はいろんな積算の方法があると思いますが、こういった町の固定資産の評価額こういったものを参考にして出される場合、あるいは近隣での直接の売買額こちらを参考として算出される場合、そのほかに広域的に近隣市町村等の状況を踏まえ将来的を考えての勘案される場合、あるいは県が毎年行っております地価公示、毎年鑑定して出されてますけども、こちらの金額を参考として売買契約を算出する場合、いろいろございますけども、今回は令和6年度に直近で評価替えを行っておりますので、その数値を用いさせていただきました。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） まず路線価はどのポイントを、どの範囲のことを、6年間で1.1倍ですか、どこのポイントを参考にしたのか。それと今の答弁の中でありましたけれども、県の公示価格を用いて、そこも考慮したとありますけれども、県の公示価格も、これはどこのポイントのことを言われたんですか。

そこ、答弁お願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 今申し上げました4つの例というのはあくまでも、鑑定とか積算をする、あるいは売買をするときの参考として、こういったものを用いますよ、という例でございます。

先ほどの路線価に関しましては、町内全部路線価というのは通ってますけども、接

道をしている道と、その路線の価格という形になります。で、変動率というのは毎年、動きの状況等においてですね、変更してまいりますので、この３年の中で大体１．２５から１．１という動きが出てきておりました。今後の１．１は動くだろうというところで１．１倍を掛けたところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 今の答弁だと計算が合わないと思うんですね。

３年間で１．２５、１．１ですね。ただ鑑定評価をとったのが平成２９年、約８年前ぐらいですかね、７、８年前。

毎年上昇と言いませんけれども、毎年変動してる中で、ずっと加算されているわけですね。で、直近の３年間だけでその金額を当初とった鑑定評価額に掛けるっていうやり方は、そもそも計算が合わないと思うんですね。毎年、毎年変動していた中でしたら分かりますけれども、もし直近の３年間だけでですね、鑑定評価にその上昇率を掛けたんですか。

そこ、答弁お願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） すいません、一点修正させていただきます。先ほどの事業用地６と事業用地２、こちらのほうとかですね、再鑑定の不動産鑑定業務がなされておまして、先ほど２９年というお話をさせていただきましたけども３０年の１月末から３０年の２月１６日、こちらで再鑑定のほうをいたしております。申し訳ありません。

それとこちらのときの鑑定は造成完了後から１年後という形での想定で広域的な鑑定の評価がされております。ですから、単純にその年からの積み上げとは若干変わってくるものと認識しております。

○議長（古屋 宏治） 再質問、はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっと私が今何を聞きたいか、もうちょっとかいつまんで、申し上げますけれども、先ほど言った県の公示価格ですね、私調べてきたんです糟屋郡内全て。工業専用地域と準工業地域ですね、調べてきたんですけれども、篠栗町はですね、県に申請していないのか、こういった公示価格、工業地域ですね、公示価格はなかったんですけれども。糟屋郡内すべて見ますと平成３０年から今に至って、どのぐらい土地価格が上がってるかと、大体倍ぐらい上がってます、例外なく。粕屋町に至ってはもう２．２倍ぐらい上がってるんですね、毎年ほんと１割ずつぐらい上がって、最終的には平成３０年に比べたら、結果、倍ぐらいの値段になってると、今の価値はですね、適

正な価格は。

ということは、ケアユーが今約4億円で買い戻したいしましたがけれども、それを考慮しますと、平均値で計算した場合7億7,000万円になります。高いところでいうと8億円超えます。そのぐらいの価格が適正価格だとなるはずが4億3,000万円ぐらいで売却してると。すごくね、町にとっても安くね、売ったことになると思うんですね。

当然そういった土地の価格について考慮したわけですから、こういったところも当然見てると思うんですね。なぜね、この鑑定評価をとらなかったのか、恐らく鑑定評価をとれば、これに近い数字になると思うんです。7億、少なくとも7億円超えると思いますよ、糟屋郡内軒並み上がってますから。なぜ、だから鑑定評価とらなかったのかと、上がってることは分かってましたよね、実際こうやって1割ぐらい上げてるわけですから、全体を見てるはずですから、もう一度聞きます、なぜこういう鑑定評価をとらなかったんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 先ほどの県の地価公示に関してお話しさせていただきますけども、こちら県のほうで毎年不動産鑑定してあります。この地点におきましては、51市町村、県内で918か所あるんですけども、篠栗町においても7点とってあるような状況でございます。

あと評価的なものになりますけども、そのような形で若干上がってるという形にはなっておるんですけども、こちらの鑑定に関しては造成後の1年後というところを出しております。また、そこに関してはですね、その間にあったコロナとか、物流とかそういうことは、考慮されてないような状況もございます。

その地点地点での工事と、あとその土地そのものの評価というのは若干変わってまいりまして、例えば、土地の状況によりですね、補正というのが出てきますけども、幹線道路からの距離や接道の幅員、接道への間口や高低差、接道状況、敷地形態においても奥行きとか、成形状況や法面等を含む、含まないと。こういったところで補正がされ、価格も変動してまいる、というところがございます。

○議長（古屋 宏治） 質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっとね、何を言いたいか、ちょっとよくわかんなかったんですけども、ちょっと一つ尋ねますね。この執行部の中に、土地の鑑定できる人、いるんですか。で、もう一つ言います。これ誰が計算して、誰がチェックを行ったんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 先ほど来、縷々この購入買い戻し額と売却額との関係について、御意見を賜っておりますけれども、冒頭申し上げましたように令和6年8月6日の第3回臨時会、あるいは令和7年3月の定例会において、私どももこの買い戻し額、それから約1割の増額をして売却した、という流れについては議会の皆様方にしっかり説明を申し上げたところでございます。

当初から、ここのアトムにつきましては、1番最初の人に、2番目に手を挙げていただいておりますけれども、ケアユー・松原食品が先だったものですから、先に売買いたしましたけれども、その両者が買い戻しという形になって、私どもの町が買い戻した関係で、次に、私どもがこのアトムさんに、どうでしょうか、ということで話に行きましたということで申し上げました。

議員が言われることはよく分かります。鑑定評価し直して、7億8億円になって、公募をかけるのが筋じゃないかって。じゃ今この段階で、売れる、売れているかどうか分からない、私どもが当初から目指しております食品系工業団地の建設に当たって、手を挙げている企業が未だにいないというケースも想定されるわけで、じゃあ7億円、私どもが持ち出しのまんまで、固定資産税も貰えない状況で町の土地として残っている場合と、私どもが手を挙げていただいたところに、少なくとも1割の差額を頂いて、この予定した金額で売却して、私どもの持ち出し分をカバーできた、なおかつ6,000万円のプラスが入った、そういうことを全体を含めて説明した上で、議会で御納得頂いて、この取り組みをして、売買契約も、議会の議決を頂いたものでございます。

ですから、それについては、御理解頂いているものと思いますので、それをおかしいんじゃないかということであれば、縷々私どもがお話し申し上げても、やりとりが明確じゃないとは思いますが、御意見の立場、御自分の立場として、これはおかしいんじゃないか、ということで方向性をお話し頂くということで、よろしいんじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 理解できないので、また再び質問いたしますけれども、よくね、執行部がですね、言われることがあります「いついつ説明しました」と「いつ理解してもらいました」とよく言われます、特にこの一般質問の間ではですね。ただ一つ私から申し上げたいのは、ちゃんとここまで説明したかっていうことなんです。近隣の町までこんだけ今上がってる土地価格が、そんな中でこういうふうな金額を設定しました、そこまではね説明してないんですよ、そこまできちんと隅から隅まで説明して初めて

いつまで「いついつにきちんと説明しました」そういう言葉はね、使っていただきたいと思います。

町長が言われました、先ほどですね。言われました。「金額を高くしたら売れなくなるんじゃないか」と、そういう問題じゃないと思うんですね。それが適正価格なわけですから。私物化じゃないんですよ、私物じゃないんですよ。これはもうちょっと上がり過ぎて高いから、こんくらいの金額で売ろうとか、そういう問題じゃないんですよ、きちんとした適正な価格が7億8億あれば、当然それで売らないと、売却しないんですね、それが売れるか売れないかの問題じゃないんです。故意にね、その価格を安く売ったことになりますよ、それはもう今の答弁だとですね。

それはもう私はね、町民に対する背任ともね、とれるようなやり方だと思います。ちなみに町長は知っていましたか、ここまで上昇していたことを。

そこをお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 他の地域の実勢価格等々につきまして、私ども十分把握しておりますし、そのことも踏まえた上で、私どもが新たに売買契約をいたしますよ、ということで議会に申し上げ、そして議会で議決を頂いたものでございます。それに対して、疑義があるということであれば、また違う立場で、いろんな御意見を頂ければいいんじゃないかと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 町長も、そこら辺が直近の状況はどうなのか。直近といいますか、周りの自治体がどうなのか知っていたということが分かりましたので、次に質問いたしますが、ちょっとこのことを再質問し過ぎて、最初何て答弁したか忘れたんですね、三つ目のアトムが、何を建てるかですね、そこをもう一度説明してもらっていいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長どうぞ。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 三つ目の質問の部分ですけども、一企業の経営に大きく関わるものでもございますので、ここで詳細に述べることは控えさせていただきますが、現在、「中堅・中小成長投資補助金第3次公募」に申請されており、令和8年12月操業に向け、計画を進められていると聞き及んでおります。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっとよくわかんなかったんですけど、審査というのは何かの

補助事業が、アトムさんがどっか、補助事業に申請してるっていうことですか。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 現在、総務省のほうの、そういった中小企業の補助のほうに申請がなされてあります。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） これはアトムさんではなくて、久原本家にも言えることなんですけども、そういった補助事業に申請してます。で、通ったら建設を開始いたしますっていうような説明をですね、過去何度か聞いてはいるんですけども、これ、補助事業通らなかったらどうなるんですか。今の久原本家と同様ですね、もう何年も何年も何も建たないまま、ずっとこう通るまで、町は待ち続けるということですか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） この補助事業は、令和6年度の事業でございまして、令和6年度の補正予算の関係で、第2次までありまして、第3次まで行うということで、最終の結論が12月になるというところでございます。

補助事業の最大、総工費、対象工事費の3割まで国が面倒見ましょう、という、いわゆる無償で、いわゆる後で返してくださいじゃなくて、3割渡しますよ、という中小企業中堅企業の支援事業でございまして、そのために今一生懸命アトムさんは申請書を出して、交渉を行ってらっしゃるところでございます。久原本家さんのほうは、それにはもう断念されまして、そして少し規模を変えて、今詳細設計をされてありますので、後日私どものほうに公表できる詳細設計ができれば皆様方にも御案内申し上げます。アトムさんは多分、今回の第3次募集で通るだろうということで、それが通るという目処が立ったところで、私どもに計画をお持ちになるというご予定でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ですか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） その補助事業名の正式名称をですね、もう正式名称だけでいいです、後で調べますので、教えてもらいたいのと、アトムさんが通ると1番手っ取り早いんでしょうけど、もし久原本家と同様に断念せざるを得なくなった場合は、町としてはどういったふうにアトムさんにアクションを起こしていくのか、そこをお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 花田代表取締役会長と、私が度々お話ししておりますけれども、当然建設することは間違いなくて、現在工場がばらばらになっている分を1手に集中したいということで、その分のいわゆるメイン銀行も、ちゃんと調達する目処は立ってい

るということでございます。その補助が出るかどうかということについては、その結果を待っているということで、その後、じゃどうなるかということについては懸念はしてないということでございますので、ご報告いたします。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。補助金の名称、正式な。

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 正式名は、大きい名前のほうは「大規模成長投資補助金」っていうのが最初の動きの補助金でございました。今現在はですね、その中で括弧的な形で、「中堅・中小成長投資補助金」で、こちらがまた2024年に新設と。年々ということで、今回が3回目の申請のものになっております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

○議員（横山 和輝） 終わります。

○議長（古屋 宏治） はい。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後0時22分